

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人えんまるとしての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事並びに代表理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事)

第5条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1)理事のうち、代表理事は2名とする
- (2)代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (3)理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (4)毎事業年度ごとに3ヵ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、特定非営利活動法人えんまるの設立登記の日から施行する。